

九州における「価格転嫁の商習慣」の定着に向けて 経済界の取組報告と各県の皆様へのお願い

1. 経済界の取組報告 ～経済団体が協力して取引適正化を推進～ 2026.2月 九州の経済4団体が共同宣言

【趣旨】

- 成長と分配の好循環を九州全域の幅広い業種において実現するためには、デジタル化・DXによる生産性向上や省力化など自己変革に挑戦し、サプライチェーン全体で付加価値を高めていくことが不可欠である。とりわけ、全従業員数の9割近くを雇用する中小企業においては、物価上昇に負けない賃上げを実現していくため、原資の確保が前提であることから、より一層の価格転嫁、取引適正化が重要である。
- しかし、九州において、価格転嫁は「緒についたばかり」である。特に、サプライチェーンの下流を中心とした多くの中小企業では、労務費、エネルギーコスト、原材料費の価格転嫁が進んでおらず、大変厳しい状況に置かれている。
- こうした中、本年1月1日に「中小受託取引適正化法（取適法）」が新たに施行されており、これを契機として、適用となる企業はもとより、あらゆる業種業態のさまざまな取引を含め、価格転嫁を社会全体で受け入れる商慣習の確立にむけて、推進していくことが急務である。
- 本年も、我々九州経済4団体は、九州における「価格転嫁の商習慣」定着に向けて、結束して取り組んでいくことをここに宣言する。

【 具体的な取組項目 】

- ① 経営者自らが先頭に立った、取引適正化への取り組み強化(取適法の遵守、「パートナーシップ構築宣言」の趣旨の徹底と宣言への参画、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の徹底及び調達部門等の実務者が価格転嫁を受け入れたとしても不利益を被ることのない人事評価制度の整備等の実効性確保)
- ② 労務費、エネルギーコスト、原材料費の価格転嫁の推進
- ③ 「価格転嫁の商習慣」の定着による社会全体の付加価値の向上
について会員企業等に広く呼び掛ける。

2. 各県の皆様へのお願い ～経済界・企業の取組へ後押しを～

◆ 取引適正化の意義へのご理解

中小企業は、適正な取引により得た収益を原資にしてはじめて、人手不足やデジタル化の遅れといった課題の解決や自社の生産性向上に取り組むことができる。
価格転嫁すなわち取引適正化は、賃上げのみならず、中小企業が直面している諸課題に対して多面的な効果をもたらすものである。

◆ 取引適正化への具体的な取組の推進

- ① 公共調達・公共工事の発注における取引適正化
(契約価格に資材費などの物価変動を反映させる条項が入った契約とすること等)
- ② 中小企業の実産性向上や省力化に対する支援
- ③ 「良いモノやサービスには値が付く」ことへの理解促進と意識醸成